

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 6 月 24 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500458 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600023 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 12 月 28 日から平成 4 年 1 月 1 日まで

私は、A 社を退職する際、平成 4 年 1 月から次の会社へ就職が決まっていたため、A 社に対し、同社を平成 3 年 12 月 31 日付けで退職する旨を記載した退職届を提出し、同年同月まで社会保険に加入するようお願いしたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年同月 28 日と記録されている。

当時、A 社の担当者に平成 3 年 12 月分の社会保険料を給与から控除していると聞いたことを記憶しているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

B 社は、「請求者に係る退職届は保管していないが、請求者の A 社における勤務期間は、1979 年（昭和 54 年）9 月 1 日入社、1991 年（平成 3 年）12 月 27 日退職である。また、請求者の請求期間に係る給与を支給したか否かについては資料を保管していないため、不明である。」と回答しており、請求者の勤務期間に係る回答はオンライン記録と符合する。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の A 社における離職年月日は平成 3 年 12 月 27 日と記録されている上、同社が加入していた厚生年金基金の加入員記録によると、請求者の厚生年金基金加入員資格の喪失年月日は、同年同月 28 日であることが確認できる。

さらに、B 社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者と同様に平成 3 年 12 月 28 日付けで、A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚 20 人に照会し、複数の同僚が自身の退職日は平成 3 年 12 月 31 日であったと認識している旨回答又は陳述しているものの、当該同僚が提出した給与支払明細書の写し及び B 社の回答によると、請求期間当時の厚生年金保険料は翌月控除であることが確認でき、12 月分の給与からは厚生年金保険料が 1 か月分控除されていることが確認できるところ、当該保険料は同年 11 月分の厚生年金保険料であることがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。